

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）第49条の規定に基づき設備しなければならない帳簿及び報告書その他の書類の様式を定める訓令（昭和39年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第7号様式（第25条関係） （略） 物品受払精算書 （兼出納通知書） （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第7号様式（第25条関係） （略） 物品受払精算書 （兼出納通知書） （略）</p>
<p>第19号様式（第35条関係） 会計管理者引継書 （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第19号様式（第35条関係） 会計管理者引継書 （略）</p>
<p>第20号様式（第35条関係） 物品出納員引継書 （略） <u>注 署名する場合は、押印を省略することができる。</u></p>	<p>第20号様式（第35条関係） 物品出納員引継書 （略）</p>